

第57回 名護さくら祭り 出店要項

1. 目的：この要項は、名護さくら祭りの円滑な運営に資するため、出店に関する事項を定めることを目的とする。
2. 開催日時：平成31年1月26日（土）11時～20時30分
平成31年1月27日（日）11時～20時30分
3. 出店場所：実行委員会が指定する場所 ※別資料
4. 申込受付期間：平成31年1月4日（金）～1月11日（金）17時迄
名護市商工会 TEL：52-4243
5. 出店時間：20時30分までとする（時間厳守）21時交通規制解除
※未成年者アルバイトは20時までとする。
6. 出店数：調整中 ※昨年50店舗（飲食25店舗、物販25店舗）
7. テナント会議：日時 1月15日（火）14時00分
場所 名護市産業支援センター2F
※出店料はテナント会議当日に徴収いたします。
抽選会：実行委員会が指定するエリアにおいて抽選を実施する。
8. 出店資格：①名護市商工会会員 ※1事業者の申込につき1店舗の出店とする。
9. 申込方法：①申込用紙（誓約書）②簡易営業許可書（全てコピー）保健所に提出します。
③保険加入証明書（コピー）
※申込時に①～③が揃ってないと受付しません。
10. テント：1店舗（2間×3間）※場所によってはそれ以下の規格テント
11. 出店料：飲食（2間×3間）60,000円、物販（2間×3間）47,000円
規格が通常以下 飲食45,000円、物販37,000円
※出店料：上記金額、含まれるもの（電気・水道代、ゴミ代）
※駐車場料金は一律2,000円（原則1台）2t車以上の車輛は2台分の料金を徴収。
12. 出店料支払：出店料は1月15日（火）テナント会議にて納付。
13. 免責：万が一盗難等不測の事態が生じた場合、主催者は一切の責任を負わない。

14. 営業停止：主催者は、出店業者がこの要項に反する行為等を行った場合、その業者に対して営業停止及び今後の出店停止を命じることができる。その際、出店料金は返さないものとする。（例：未成年へのアルコール販売、名義貸しの営業、他）

15. その他：この要項に規定されていない事項については、主催者及び沖縄県出店業事業協同組合の指示に従う事。

《出店業者の遵守すべき事項①～⑱》

- ① 未成年者へのアルコール類の販売禁止。
（未成年者飲酒禁止法・風営適正化法）
- ② 営業時間は20時30分までとし、20時30分には売り場の面電球はすべて消し、電球5個だけを残して、速やかに片づけに入る。
- ③ 名義貸しの禁止【名義貸しがあった場合、今後祭りへの出店を認めない】
※実行委員は、問題を起こした業者には、その場で営業停止を命じる事が出来る。
- ④ 飲食店は保健所の営業許可を受ける事。
- ⑤ 一般店・飲食店を問わず出店の商品は通常の市場価格にて販売する事。
※商品の価格表示は全て表示する事。
- ⑥ トイレでは鉄板、食器等を洗わない事。
- ⑦ 出店者の商品等の管理は各自の責任で保管する事。
- ⑧ 出店は各自で設営（設置する際に桜の木を折らない）水道、電気の供給は主管者が行う、但し電気は数店舗毎に配電盤を設置するので、各自で延長コードを準備し電気を使用する事。
- ⑨ 電気（発電機）使用時間は1月26日（土）27日（日）10時00分～23時00分。
- ⑩ 指示された場所以外には出店してはならない、出店は第57回さくら祭り期間中1月26日（土）1月27日（日）とし、出店の設営は1月24日（木）に行い、撤去は1月28日（月）までに行う事。
- ⑪ 出店の仕入については、できる限り名護市内の業者から仕入れること。
- ⑫ 歩道には車を乗り入れしないこと。（車止めは元に戻す）
- ⑬ 交通規制 1月26日（土）・1月27日（日）11時～21時
- ⑭ 油及び残飯類の排水溝への垂れ流しを禁じる。
- ⑮ レーザーポインター、パーティースプレーの販売禁止
- ⑯ 炭の使用は禁ずる。
- ⑰ 食品衛生協会の現場立ち会いの対応は出店責任者が行う事。
※各店舗は営業許可証を見える位置に掲示し食品衛生協会巡回の際には、速やかに提示出来るように準備をする。
- ⑱ 消火器を設置すること。（飲食店のみ）

※上記の内容を承諾した上で申し込みをしてください。